

前回の建設労働専門委員会（12月20日）における主な御指摘

- 国勢調査で就業者数と雇用者数の推移をみると、全産業の就業者に占める雇
用者の割合が上昇しているが、建設業の雇用者の割合は下降していることを
どう評価するか。建設業の実態を正確に把握した上で施策を実施すべき。
- 建設業の生産労働者の年収額の推計は、賃金構造基本統計調査の常用労働者
10人以上を雇用する事業所のデータを基にしているため、建設業の中で力
のある企業の状況しか反映していないのではないかと。
- 雇用の明確化に向けた取組について、実際は雇用関係にある場合、有期の雇
用契約を結ぶような取組を一層進めていくべき。
- 建設業退職金共済制度について、公共工事だけでなく民間工事にも普及する
ような取組が必要ではないかと。
- 労働安全衛生は最も重要な課題である。労務単価とは別枠で、安全衛生に係
る費用を労務関係経費として計上することを民間工事にも普及させるべき
ではないかと。
- 労務関係経費の確保、適正な工期の設定等について、引き続き、総合工事業
者、専門工事業者、発注者等による協議が必要ではないかと。労使の意見の隔
たりは、以前と比べて小さくなっている。
- 産業構造の変化に応じた対策が求められており、賃金、労働時間等、元請と
下請が一緒に取り組むべき。また、「人」に視点を置いた施策を、建設業行
政を所管する国土交通省と連携し取り組むべき。
- 建設雇用改善助成金については、建設労働者の雇用の改善等に関する法律に
基づき、労使合意の上で徴収された上乗せ保険料を原資として実施している
もの。また、労働施策は公労使の委員会があり、そこで議論しまとめていく
ものである。
- 助成金の申請手続きを見直して簡素化し、若年労働者の確保等に役立てるべ
きではないかと。